

社援保発0330第8号
平成30年3月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との
連携の在り方について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」（平成15年3月31日社援保発第0331004号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

○「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」（平成15年3月31日社援保発第0331004号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社援保発第0331004号 平成15年3月31日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護制度における福祉事務所と民生委員等 の関係機関との連携の在り方について</p> <p>生活保護制度については、その適切な実施に向けて、従来より福祉事務所の組織的な対応の強化はもとより、生活保護法上協力機関として位置付けられている民生委員を始めその他関係機関（以下「民生委員等の関係機関」という。）との連携のための体制の確立に努めていただいているところである。</p> <p>今般、福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方に関し、更に実効的かつ具体的なものを示し、両者の連携体制の強化の参考とするため、別紙「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の手引」を策定したので、管内福祉事務所に対して周知方お願いしたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p style="text-align: right;">社援保発第0331004号 平成15年3月31日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護制度における福祉事務所と民生委員等 の関係機関との連携の在り方について</p> <p>生活保護制度については、その適切な実施に向けて、従来より福祉事務所の組織的な対応の強化はもとより、生活保護法上協力機関として位置付けられている民生委員を始めその他関係機関（以下「民生委員等の関係機関」という。）との連携のための体制の確立に努めていただいているところである。</p> <p>今般、福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方に関し、更に実効的かつ具体的なものを示し、両者の連携体制の強化の参考とするため、別紙「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の手引」を策定したので、管内福祉事務所に対して周知方お願いしたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添える。</p>

I 略

II

1 要保護者の発見・連絡

生活保護制度は申請主義をとっているため、生活に困窮する者からの申請で保護の開始決定を行うことが原則となっている。

しかしながら、単に本人等からの申請を待つだけでなく、真に保護が必要な者に対して適切に保護が実施できるように、地域の実情に応じて、住民に対する制度の周知や民生委員等の関係機関との連携によって生活に困窮する者の情報が福祉事務所につながるような工夫が必要である。

(1) 略

(2) 民生委員等の関係機関との連携体制

社会保険の保険料、水道及び公営住宅の利用料等の長期滞納者や保健・医療・福祉施策の相談や利用の中で発見・通報された生活に困窮する者は、保護受給に至る場合もあり、これらの者に係る情報は重要である。

また、成年被後見人については、成年被後見人がその財産の管理等を行っていることから、成年被後見人からの情報は成年被後見人の急迫した状況の把握等にとって重要である。

そのため、福祉事務所は、民生委員等の関係機関に対して、生活保護制度の概要及び相談窓口の周知や関係機関が生活に困窮する者を発見した際の対応に係る協力依頼を行うことが必要である。

(略)

3 保護受給中の対応

(1) 略

(2) 援助方針の樹立及び変更

被保護世帯の自立に向けて援助をするためには、あらかじめ援

I 略

II

1 要保護者の発見・連絡

生活保護制度は申請主義をとっているため、生活に困窮する者からの申請で保護の開始決定を行うことが原則となっている。

しかしながら、単に本人等からの申請を待つだけでなく、真に保護が必要な者に対して適切に保護が実施できるように、地域の実情に応じて、住民に対する制度の周知や民生委員等の関係機関との連携によって生活に困窮する者の情報が福祉事務所につながるような工夫が必要である。

(1) 略

(2) 民生委員等の関係機関との連携体制

社会保険の保険料、水道及び公営住宅の利用料等の長期滞納者や保健・医療・福祉施策の相談や利用の中で発見・通報された生活に困窮する者は、保護受給に至る場合もあり、これらの者に係る情報は重要である。

そのため、福祉事務所は、民生委員等の関係機関に対して、生活保護制度の概要及び相談窓口の周知や関係機関が生活に困窮する者を発見した際の対応に係る協力依頼を行うことが必要である。

(略)

3 保護受給中の対応

(1) 略

(2) 処遇方針の樹立及び変更

被保護世帯の自立に向けて援助をするためには、あらかじめ処

助方針を樹立するとともに適宜当該世帯の状況の変化に併せて、その内容の変更を行う必要がある。そのため、必要に応じて、民生委員等の関係機関から必要な事項等について情報提供を求める。

また、被保護世帯に係る**援助**方針の樹立及び変更を行った場合は、民生委員に当該**援助**方針を周知するとともに、必要に応じ、継続的な生活指導への協力及び生活状況の変化が生じた場合の情報提供を求める。

その他、必要に応じ、民生委員等の関係機関に対して情報提供を依頼する。

○**援助**方針の樹立及び変更に必要な連携

関係機関	内容
① 民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 援助方針の樹立及び変更を行うために必要な事項や保護の方法等に関する事項等についての参考意見を聴取 ・ 継続的な生活指導への協力及び生活状況の変化が生じた場合の情報提供について協力を依頼 ・ 被保護世帯に対する訪問活動の際の情報提供について協力を依頼
(略)	(略)
④ 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の適用の可否や社会復帰に向けての施策の活用や今後の援助方針についての情報提供を依頼 ・ 結核患者に対する結核予防法に基づく各種給付の可否についての情報提供を依頼

遇方針を樹立するとともに適宜当該世帯の状況の変化に併せて、その内容の変更を行う必要がある。そのため、必要に応じて、民生委員等の関係機関から必要な事項等について情報提供を求める。

また、被保護世帯に係る**処遇**方針の樹立及び変更を行った場合は、民生委員に当該**処遇**方針を周知するとともに、必要に応じ、継続的な生活指導への協力及び生活状況の変化が生じた場合の情報提供を求める。

その他、必要に応じ、民生委員等の関係機関に対して情報提供を依頼する。

○**処遇**方針の樹立及び変更に必要な連携

関係機関	内容
① 民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇方針の樹立及び変更を行うために必要な事項や保護の方法等に関する事項等についての参考意見を聴取 ・ 継続的な生活指導への協力及び生活状況の変化が生じた場合の情報提供について協力を依頼 ・ 被保護世帯に対する訪問活動の際の情報提供について協力を依頼
(略)	(略)
④ 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者に対する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の適用の可否や社会復帰に向けての施策の活用や今後の処遇方針についての情報提供を依頼 ・ 結核患者に対する結核予防法に基づく各種給付の可否についての情報提供を依頼

⑤児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成に関する情報提供を依頼 ・児童虐待の事実や疑いがある場合、その被害を受けている子ども及び親に対する 援助方針についての情報提供を依頼 	⑤児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成に関する情報提供を依頼 ・児童虐待の事実や疑いがある場合、その被害を受けている子ども及び親に対する 処遇方針についての情報提供を依頼
(略)	(略)	(略)	(略)